

財 第 1 号  
平成 23 年 4 月 1 日

関 係 部 局 長  
教育委員会教育長 殿  
警 察 本 部 長  
病 院 局 長

総 務 部 長

平成 23 年度予算の執行について（通知）

平成 23 年度予算については、下記事項に留意のうえ、効率的・効果的な執行を確保してください。

## 記

平成23年度当初予算は、原則として、人件費等の義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算として編成しており、政策予算等の新規事業については、今後肉付予算で検討することとしている。

しかしながら、景気・雇用対策や危機管理、ビジョンの達成に向けて取り組むべきものについては、新規事業であっても当初予算で積極的に計上している。

また、これまで取り組んできた行財政改革により、ビジョン最終年度である23年度末の財政調整用基金残高は、目標とする300億円以上が確実なものとなってきたが、経済情勢等の先行きが不透明な中、歳入・歳出両面からの見直しを引き続き進めていかなければならない。

他方、東北地方太平洋沖地震の被災者への支援については、国民共通の課題として受け止め、本県としてもできる限りの対応を行っていく必要がある。

### I 全般的事項

- 1 国においては、予算関連法案の一部が成立していないこと、また、震災復興に向けた補正予算編成の動きなどもあることから、予算の執行にあたっては、その動向に十分注意すること。
- 2 東北地方太平洋沖地震への対応については、救援物資の提供など被災地への支援や、県内への被災者の受入れ対策などを積極的に行うこととしており、当面、予備費や予算流用により対応するので、適宜、協議すること。
- 3 当初予算で計上した新規事業については、その意義を踏まえたうえで、早期に着手し、事業目的が達成されるよう執行すること。
- 4 緊急雇用創出事業臨時特例基金や森林整備加速化・林業再生基金などを活用した予算の執行にあたっては、基金の終期に留意しながら、残額が生じることのないよう努めること。

### II 歳入に関する事項

#### 1 県 税

税収の確保に向けて、早期差押や夜間及び休日における滞納整理の実施等により徴収の強化を図ること。特に、個人県民税については、職員の派遣や地方税徴収強化対策連絡会議により市町村との連携を進め、さらなる徴収強化に努めること。

なお、国における税制改正関連法案の動向に留意するとともに、地震被災者に対する納付期限の延長や徴収猶予等について、柔軟に対応すること。

## 2 地方交付税

普通交付税について、本県財政需要の実態と算定額の乖離の状況・原因を分析し、対策を講ずること。

また、今般の地震発生に伴い、特別交付税の被災地への重点配分などが見込まれることから、その動向に十分留意すること。

## 3 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、社会経済情勢の推移等に即した見直しを行うこと。

なお、地震被災者に対する減免や徴収猶予等について、柔軟に対応すること。

## 4 国庫支出金

関係省庁との連絡を密にし、前金払いや概算払いの制度を最大限活用し、事業の進捗に応じた資金の確保に努めること。

なお、地震被災地への支援経費等については、国庫負担の対象となる場合があるので、留意すること。

## 5 県債

県債充当事業の内容変更や事業費の増減等に留意し、適正な活用に努めること。

# III 歳出に関する事項

## 1 政策予算

### (1) 公共事業

景気回復を後押しすべく、当初予算では年間見込額の65%を計上しているところであり、切れ目のない事業執行に努めること。

なお、地域自主戦略交付金対象事業の取扱いについて、現時点では、具体的な配分方法などが不明であることから、詳細が判明し次第、別途指示する。

事務費率については、全体事業費の5.0%以内とする。ただし、継続事業については、従前の補助基準によること。

### (2) 一般国庫補助事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

なお、各省庁との折衝を通じて、増額補正や新規受入れ等の必要が生じた場合には、その事業内容や効果等について十分検討するとともに、財政課と協議すること。

### (3) 単独建設事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

また、入札残等については、不用額として保留すること。

なお、事務費率については、全体事業費の5.0%以内とする。

### (4) 貸付金

制度の趣旨を周知徹底し、その活用を図るとともに、融資対象事業の内容に応じ適期にこれを執行すること。

また、資金の預託に際しては、資金収支に及ぼす影響が大きいため、融資残あるいは資金の利用状況等を十分調査のうえ効率的な執行を行うこと。

なお、経済金融情勢の変動等に伴う金利動向に十分留意し、機動的に対応すること。

## 2 部局枠予算、管理予算

年間を見通した執行計画を立てたうえで、効率的な執行を行うとともに、節減に努めること。

なお、扶助費については、予算に占める割合が年々増加しており、財政運営に及ぼす影響が大きいことから、所要額の的確な把握に努めること。

## 3 その他の留意事項

(1) 補助金等については、支出目的が達成されるよう適切な執行を行うこと。また、交付時期等に留意し、交付先等で資金が滞留することのないようにすること。

なお、国所管の特例民法法人に係る負担金については、国における見直しの動向等に留意し適切に対応すること。

(2) 国庫補助事業、受託事業については、財源の収入時期を的確に把握し、県費の長期または多額の立替えが起きないように留意すること。

(3) 使用料や貸付金等に係る未収債権については、大分県債権管理マニュアルにより滞納整理を強化するなど、その縮減に努めること。

(4) 創意工夫による物件費の節減等について、各部局の翌年度当初予算の政策予算要求枠に上乘せする予定であり、その詳細については、別途通知することとしているので留意すること。

(5) 制度改正、国庫補助単価改正の事由等により、所要額や財源等に変更が生じる場合は、あらかじめ財政課と協議すること。

- (6) 指定管理者制度により管理運営を行う施設については、必要なサービス水準や安全性の確保等を図るため、指定管理者任せにすることなく、県自ら施設の設置者として、常にその管理運営の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずること。

#### IV 予算配当等

予算の配当については、事業の執行計画や財源確保の見通し等に十分配意したうえで、原則として年2回行うものとするが、今後の経済情勢の動向等によっては特別な措置を講ずることもあり得るので留意すること。

また、予算の令達にあたっては、年間執行計画を作成し、地方機関等に対して早期に配分見込額を示すとともに、予算執行時期に配慮しながら、適時適切に行うこと。

なお、配当申請は、原則として各部の主管課で取りまとめて行うこと。

#### V 特別会計に関する事項

一般会計に関する事項を参考にして執行すること。

#### VI 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体については、その運営が県行財政運営にも大きな影響を及ぼすことから、「公社等外郭団体に関する指導指針」に基づき、適正な事業運営が行われるよう指導監督すること。

特に、行財政改革特別委員会や包括外部監査の指摘等を踏まえ、団体の統廃合も念頭に置いたうえで、出資や人的・財政的支援のあり方を見直すこと。